

# 令和6年度第4回

## 京都地方最低賃金審議会

令和6年8月21日（水）午前10時00分～午前11時00分

京都労働局6階会議室

### 【議事次第】

- 1 京都府最低賃金の改正答申に対する異議の申出について
- 2 令和6年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

### 【提出資料】

- |      |   |      |
|------|---|------|
| No.1 | 令和6年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金<br>審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） | p. 1 |
| No.2 | 令和6年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表                               | p. 8 |
| No.3 | 京都府各種商品小売業の最低賃金 改正申出書（写）                                    | p. 9 |
| No.4 | 京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアの最低<br>賃金 新設決定申出書（写）              | p.10 |





京労発基 0821 第 1 号  
令和 6 年 8 月 21 日

京都地方最低賃金審議会  
会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長  
角 南 巖



令和 6 年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金  
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、ユニオンネットワーク・京都、京都地方労働組合総評議会及  
び京都生協労働組合パート部会から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2  
項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。



2024年8月16日

京都労働局長 角南 巖 様

ユニオンネットワーク・京都  
事務局 服部 恭子

連絡先 〒 601 - 8015

京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1

アンビシャス梅垣ビル1F

TEL 075-691-6191

FAX 075-691-6145

## 京都地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申出書

8月5日京都地方最低賃金審議会から提出された最低賃金改定の意見について異議を申し出ます。

1. 最低賃金を50円引き上げ1時間あたり1058円とする意見については低すぎます。
2. 地域間格差の是正—全国一律化を求めています。目安通りでは差が縮まりません。
3. この間の物価上昇で下がり続けた実質賃金の水準を取り戻すことができません。
4. 格差と貧困が深刻な社会問題になっている現実に有効に働きかける最低賃金の水準を明確にすべきです。

### 【理由について】

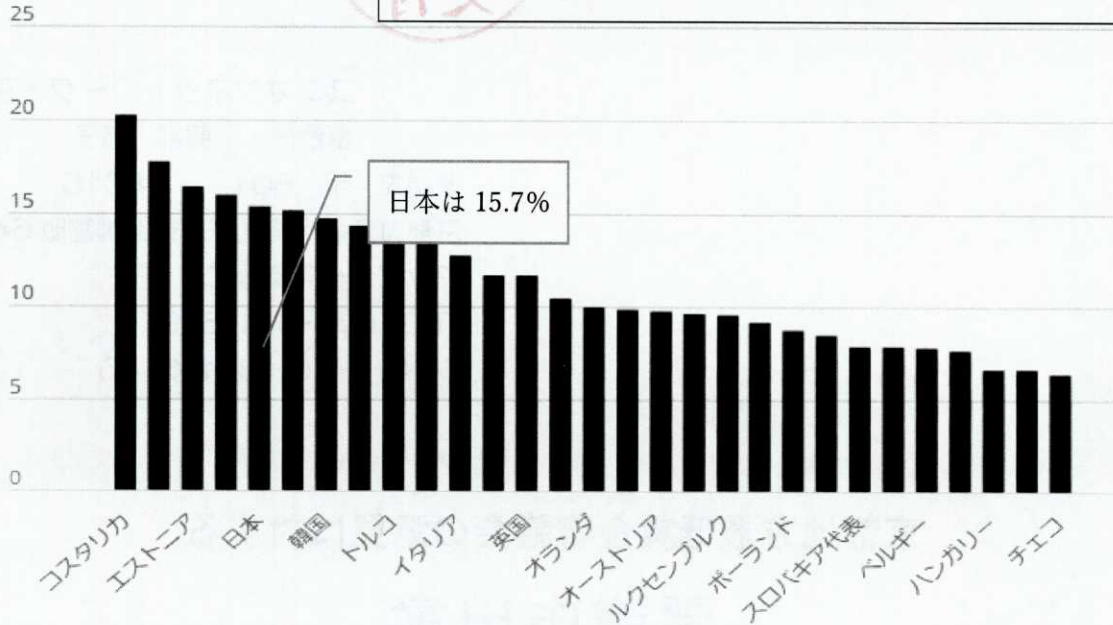
1. 過去最高の50円引き上げについては一定の評価をしますが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という目的には不十分で低すぎます。またILO131号条約（日本は1971年に批准）では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として、「労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの」とされていますが、これにもはるかに及びません。OECDの調査による相対的貧困率では15.7%（2021年）で貧困率の高いグループになっており、G7諸国では最下位です。（グラフ参照）  
貧困をなくす効果的な方法は最低賃金の大幅引上げです。単に「今年いくら引き上げるか」ではなく、貧困をなくすために適切な水準を明示しそれに向けてどのように引き上げるかのプランを考えるべきです。



貧困率

合計、人口の割合、2021年

相対的貧困率 OECD 2021年

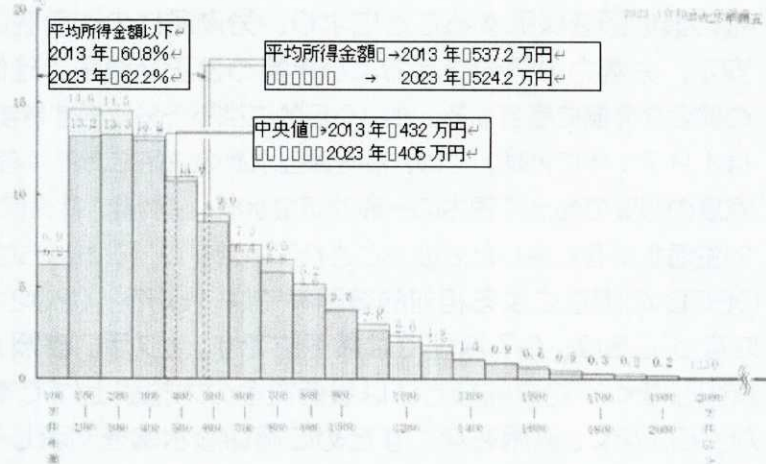


2. 昨年、最低賃金の目安は A ランク 41 円～C ランク 39 円でしたが、実際には岩手県を除く C ランクのすべてで目安を大幅に上回る改定となり、B ランクでも 28 道府県中 11 県で目安を上回る結果となりました。これは地域格差による人口流出や大都市圏の周辺での労働力不足を懸念した結果だと考えます。今年の目安は一律 50 円ですが、それでは地域格差の是正にはなりません。全国一律の最低賃金実現に向けて積極的な動きをするべきです。京都でいえば、隣接する大阪府との差が 56 円です。労働する地域の選択に大きな影響を及ぼしています。

3. 物価上昇により生活の質が低下している現状は多くを語る必要はないと思います。この数年間の低下を取り戻す引き上げにはなっておらず、貧困が深まっています。

4. 格差と貧困の問題について、右のグラフは「国民生活構造基礎調査」の 2013 年と 2023 年を重ねたグラフです。赤が 2013 年、青が 2023 年ですが、この 10 年で平均所得は 13 万円下がり、中央値は 27 万円低くなっています。平均所得金額以下の層が 1.4% 増加し、100 万円以下～300 万円までの層が増加し、300 万

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



円～900万円の層が減少、1000万以上の所得層が増えています。こうした変化は、まさに最低賃金近傍で働く層と1000万円以上の高所得層との2極化で格差が拡大していること、そして平均所得以下の低所得層が増加していることを表しています。多くの経済学者や社会学者が格差の拡大と貧困が社会に及ぼす影響について語っています。社会の荒廃や子どもの貧困、少子化、犯罪の増加、社会的なモラルの低下、ハラスメントの増加、などなど。これらの問題を改善するためのあまたの提案が行われています。税制による所得再分配や社会保険、年金、福祉など多くの政策の見直しが必要な課題であり、見解も様々ですが、その中でも最低賃金の引き上げが有効であることは多数が認めるところです。欧米諸国では最低賃金2000円が当たり前になっている現在、日本の最低賃金は低すぎて、果たすべき役割を果たせていないと言えます。仮に時給2000円で年に2000時間働けば、年収は400万円です。この水準が先進諸国の当たり前になっていることを確認したうえで、格差是正と貧困撲滅の目標を明確にして最低賃金の水準を検討すべきだと考えます。

以上



京都労働局  
局長 角南 巖 様



2024年8月19日

京都地方労働組合総評議会  
議長 梶川 憲



## 異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2024年8月5日に京都地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正金額に関して、以下の通り異議申出を行います。

なお、今答申で、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」とされたことは、京都総評が求める賃上げに伴う中小企業支援策と通底するものです。また、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」や「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」の要望についても、その実現へ向けて積極的な役割を発揮いただくことを強く求めるものです。

同時に、第2回審議会において本会より陳述したとおり、物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などが実効性を発揮することを通じた、取引の適正化、環境整備などの促進を求めるものです。

### 【異議の内容】

現行1,008円を50円引き上げ1,058円とする金額について異議を申し出ます。  
最低賃金について、直ちに時間額1,500円以上へ到達することを求めます。

### 【異議の理由】

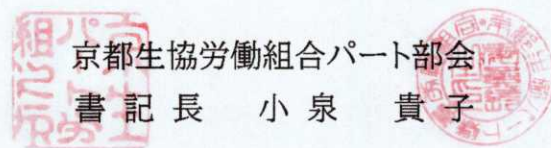
- (1) 物価高騰に見合う引き上げが最低限必要です。
- (2) 非正規労働者をはじめとする最低賃金近傍の労働者の生活困窮を救済する観点からも、大幅な引き上げが急務です。
- (3) 時間額1,700円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査(2023年10月消費者物価指数補正調査)や、2年連続で1万筆を超えた京都総評「直ちに最低賃金1,500円への引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める」署名に寄せられた労働者の要求に基づき、抜本的な引き上げを求めます。
- (4) 中小企業や京都経済の活性化にとっても最低賃金の果たす役割がいつそう求められており、その観点からも大幅な引き上げを求めます。
- (5) 最低賃金の高低による労働力の流出・移動が生じていることから格差是正対策として、独自の上乗せ判断の再審議を求めます。
- (6) 専門部会が非公開のため、審議過程に疑念を抱かざるを得ません。改めて全面公開を求めます。

以上



2024年8月19日

京都労働局  
局長 角南 巖 殿



## 京都地方最低賃金の改正決定に係る異議申出書

2024年8月5日付「京都地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記の通り、異議申し出を行い、再審議を求めます。

### 記

#### 1、異議の内容

- ① 最低賃金について、時間額1,700円以上、少なくとも直ちに時間額1,200円以上とするべく、再審議を求めます。
- ② 地域間格差の解消を図った最低賃金額となるべく、再審議を求めます。
- ③ 全面公開での再審議と、適切な時機での議事録の公開を求めます。

#### 2、異議の理由

- ① 最低賃金について、時間額1,700円以上、少なくとも直ちに時間額1,200円以上とするべく、再審議を求めます。

令和6年度第2回京都地方最低賃金審議会(以下、第2回審議会)で、京都総評が提示した、「(各都市で)健康で文化的な暮らしを送るための費用」を調査した最低生計費試算調査及び再試算の結果から、早急に最低賃金を1,700円以上の水準にするよう求めます。

フルタイムまたはそれに近い時間働いているにも関わらず貧困状態にある「ワーキングプア」という言葉を耳にします。明確な定義はありませんが、よく引き合いに出されるのは、2010年の厚生労働省「非正規労働者データ資料(修正)」での「年収192万未満の人」です。しかしながら、2010年以降、社会保険料の負担は増え続け、消費税もまた2度にわたって引き上げられました。2020年からのコロナ禍では、マスクや消毒液など、これまでは必要の無かった支出も増えました。加えて、昨今の急激な物価高騰です。少し考えただけでも、これほどの社会環境の変化があります。今回、改正決定された1,058円では、フルタイム(週5日、1日8時間)働いたとして、年収約203万円となります。夏休みや、お盆、年末年始などの長期休みを取らずに、ただひたす



ら働いたと換算してこの金額です。この年収額で、2024年の今、「ワーキングプア」は解消されるのでしょうか。果たしてこの年収で「健康で文化的な暮らし」が送れるのでしょうか。

今すぐ1,700円にすることが不可能であれば、今すぐ1,200円にしてください。今年度の春闘で、京都生協のパート労働者は、192円の賃上げ(※そうすることで採用時給が1,200円になります。)を求めました。かつては、「賃上げ無し」や「1円の賃上げ」なども経験してきたパート労働者です。この金額の根拠としては物価上昇率なども考えられますが、何よりも、労働者の生活実感です。時給1,058円では「健康で文化的な暮らし」は送れません。これが、当事者の声です。

② 地域間格差の解消を図った最低賃金額となるべく、再審議を求めます。

令和6年度第2回京都地方最低賃金審議会(以下、第2回審議会)でも意見陳述をさせていただきましたが、地域間格差、特に大阪府との格差を早急に解消するよう求めます。

過去に遡って調べたところ、2002年度の最低賃金は、大阪府703円に対し、京都府677円で、その差は26円でした。2024年度の各地方最低賃金審議会が示した目安額は、大阪府1,114円に対し、京都府1,058円で、その差は56円となり、金額にして2倍以上に広がっています。2002年の時点で、金額に差があるのですから、最低賃金額の上昇率が同じでは、金額の差が拡大するのは自明のことです。今年度の最低賃金の引き上げでも、地域間格差、特に大阪府との格差は全く解消されていません。

また、上述の最低生計費試算調査の結果について、京都市と大阪市で比較したとき、京都市(2019年4月実施)と大阪市(2022年1月実施)で必要な金額は、月150時間労働として時給換算した場合、男性では6円、女性では4円、むしろ京都市の方が高くなっています。この結果と、京都府と大阪府の最低賃金の格差の矛盾を、どう捉えるべきでしょうか。

③ 全面公開での再審議と、適切な時機での議事録の公開を求めます。

京都地方最低賃金審議会のあり方について、専門部会も含め、全面公開での審議を求めます。最低賃金の改定が自身の給与に直接関係するにも関わらず、傍聴もできず、何をもって決定されているのか分からないまま、ただ結果としての金額のみを提示されるのは、到底納得できません。また、現在傍聴可能な審議会についても、京都労働局の周知の仕方について、依然、改善の余地があるものと考えます。

また、議事録の公開について、昨年度から、議事要旨だけでなく議事録も公開していただいたことについては感謝申し上げます。しかしながら、その公開時期は、最低賃金の改定開始後であり、意見陳述や異議申出にあたって参考とするには時機が遅すぎます。適切な時機に公表していただくよう求めます。

以上

## 令和6年度 特定（産業別）最低賃金の改正及び決定に関する申出一覧表

京都労働局賃金室  
令和6年8月20日作成

|   | 最低賃金の件名  | 申出者                               | A 協約適用<br>又は<br>合意者数<br>(人) | B 適用<br>労働者数<br>(人) | A/B<br>(%) | 申出<br>ケース | 改正・<br>新設・<br>廃止 | 申出<br>年月日 |
|---|--|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------|------------|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 京都府金属素形<br>材製品、ボルト・ナット・リ<br>ベット・小ねじ・木ねじ等製<br>造業最低賃金          | 最賃京都機械金属連<br>絡会議<br>議長<br>青山 勲    | 672                         | 1,962               | 34.2       | 労働協約      | 改正               | R6.7.23   |
| 2 | 京都府電子部<br>品・デバイス・<br>電子回路、電気<br>機械器具、情報<br>通信機械器具製<br>造業最低賃金 | 最賃京都機械金属連<br>絡会議<br>議長<br>青山 勲    | 16,826                      | 29,468              | 57.0       | 同上        | 同上               | 同上        |
| 3 | 京都府輸送用機<br>械器具、建設機<br>械・鉱山機械製<br>造業最低賃金                      | 最賃京都輸送用機械<br>連絡会議<br>議長<br>大西 稔   | 4,245                       | 7,950               | 53.3       | 同上        | 同上               | 同上        |
| 4 | 京都府自動車<br>(新車) 小売業<br>最低賃金                                   | 最賃京都新車小売業<br>関連連絡会議<br>議長<br>大西 稔 | 2,664                       | 5,390               | 49.4       | 公正競争      | 同上               | 同上        |
| 5 | 京都府各種商品<br>小売業最低賃金   | 京都小売最賃連絡会<br>代表幹事<br>師玉 憲治郎       | 6,205                       | 9,800               | 63.3       | 労働協約      | 同上               | R6.7.26   |
| 6 | 京都府百貨店、<br>総合スーパー<br>マーケット、ド<br>ラッグストア最<br>低賃金               | 京都小売最賃連絡会<br>代表幹事<br>師玉 憲治郎       | 8,100                       | 15,341              | 52.7       | 労働協約      | 新設               | R6.8.20   |

注 ・ 京都府自動車（新車）小売業最低賃金のB（適用労働者数）については、「令和3年経済センサス活動調査」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・ A/B（%）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

2024年 7月26日

京都労働局  
局長 角南 巖 殿京都小売最賃連絡会  
代表幹事 師玉 憲治郎

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府各種商品小売業の最低賃金の金額改正決定を、下記の通り申し出る。

## - 記 -

## 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者6,205名

## 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者9,800名。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇い入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
  - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
  - ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
  - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
  - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

## 3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府各種商品小売業最低賃金

## 4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

## 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数  | 6,205名              |
| 各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 | 9,800名              |
|                        | $= 63.3\% > 3分の1以上$ |
| 最も低い労働協約の金額            | 1,060円              |
| 現在適用されている法定最低賃金額       | 1,008円              |

## 6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し



- 以上 -



京都労働局  
局長 角南 巖殿



2024年 8月 20日

京都小売最賃連絡会  
代表幹事 師玉 憲治郎



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアの最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

### - 記 -

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者8,100名

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者15,341名。

ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇い入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
  - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
  - ② 職場の内外において集成的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
  - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
  - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

#### 3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金

#### 4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数  | 8,100名              |
| 各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 | 15,341名             |
|                        | $= 52.7\% > 2分の1以上$ |
| 最も低い労働協約の金額            | 1,060円              |
| 現在適用されている法定最低賃金額       | 1,008円              |

#### 6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し

- 以上 -